

人権（スタンフォード哲学事典）

James Nickel
ネット匿名者訳

2024年3月25日版

スタンフォード哲学事典の「人権」の項（James Nickel）のゲリラ訳です^a。ソースは https://docs.google.com/document/d/1FnFc58iibtEXT5X_mHtmI9M_QP-_sH-1M1bFXTYPEMU/edit?usp=sharing にありますので適当に修正してもらったら適当に反映させます。

^a 訴えられたら責任は江口聡 eguchi.satoshi@gmail.com にあります。おねがいです、訴えないでください……

概要

人権とは、あらゆる場所のすべての人々を、深刻な政治的、法的、社会的な不正から守ることを目指す規範である。人権の例として、信仰の自由の権利、刑事訴追を受けたときに公平な裁判を受ける権利、拷問を受けない権利、教育を受ける権利が挙げられる。人権の哲学は、人権の実在性、内容、本性、普遍性、正当性、そして法的位置づけの問題を取り扱う。人権を擁護するために頻繁になされる激しい主張（たとえば、それが普遍的であるとか、譲渡不可能であるとか、正当な道徳的規範として法制化とは独立に存在するとか）は、しばしば懐疑とそれに対する哲学的擁護論を呼びおこしてきた。こうした懐疑とそれらへの可能な応答の両者についての議論は、非常に大量の論文のある政治哲学・法哲学のサブジャンルとなっている。本事典項目は、人権の概念、人権の実在性とその根拠、どの権利が人権であるのかという問い、そして人権に関する相対主義を扱う。

人権の一般的な観念

この節では、人権の一般的な観念を、その四つの特徴を特定することによって説明しようと試みる。すなわち、ここでは、人権とは何であるかという問いに対して、特定の権利のリストを提出するというよりも、人権の核となる概念を記述することによって答えることを目指す。二人の人物において、どの権利が人権のリストに入るのかや、普遍的な道徳的権利が存在するかどうかについてさえ、意見が一致していないとしても、その両者は、人権についての同じ一般的な観念をもっている、ということがありえる。以下の四部構成の説明では、すべての種類の人権をカバーしようとしている。それには、道徳的な人権も法的な人権も、古い人権も新しい人権も含まれる（たとえば、ロック的な自然権や現代的な人権）。ただし、ここでの説明は、特定の種類の人権には、人権の範囲を超えた付加的な特徴があるだろう、ということを想定している。また、一般的な概念から出発するからといって、私たちはすべての人権を一つの統一的理論によって扱わねばならないということにはならない（普遍的な道徳的権利と、国際法的な人権とをいっしょに理論化するべきではない、という主張については、Buchanan 2013 を参照せよ）。

(1) 人権は権利の一種である

明白なことを見失わないようにすれば、人権は権利の一種である（Cruft 2012 および SEP の「権利」の項目を参照）。すべてではないにせよ、ほとんどの人権は、義務もしくは責任を権利の受け手もしくは権利保障の担い手（義務の担い手）に請求する権利（請求権）である。権利は、権利保持者の自由、保護、地位、利益に重点をおく（Beitz 2009）。人権に関連する諸々の義務は、しばしば、〔人権の〕尊重、保護、促進、規定作りといった行為を要求する。権利は、一般的には、義務を権利の受け手に課するという点において強制的（mandatory）である。しかし、法的な人権の中には、優先すべき目標を宣言したり、漸進的な〔権利の〕実現に向けて責任を割り振ることしか行っていないように見えるものがある。もちろん、そんな「目標みたいな権利」は本当の権利ではないという人もいよう。しかし、そうした「権利」には、弱いけれども有用な観念が含まれていることを認めた方がよいかもしい（人権のすべてが強い意味での権利だとは限らないという見方の擁護論として、Beitz 2009 を参照。また、「マニフェストの権利」という発想については Feinberg 1973 を参照のこと）。人権の具体的な規範が存在するとすれば、それは次の四つのいずれかのしかたで存在することになるだろう。（a）実際の人間の道徳における共有された規範として、（b）強力な理由によって支持される正当化された道徳規範として、（c）それぞれの国家単位での法的権利として（その国家において、その人権規範は「市民権」もしくは「憲法上の」権利とみなされているかもしれない）、もしくは、（d）国際法の内での法的権利として、の四つである。人権の擁護者のなかには、人権が上の 4 つのすべてのしかたで存在してほしいと願う人もいよう（セクション 2.1 「人権はどのように存在しえるのか？」を参照）。

(2) 人権は複数のである

仮に、複数の人権が存在するとされていることは受け入れるが、本当に存在するのはそのなかの一つのみだ、と考える人がいるとする。そう考える人が、一つの抽象的な根底的権利が存在していて、それがより具体的な諸権利のリストを生み出すのだ、と考えているのであれば、それは理解できるものであろう（この種の考え方として、Dworkin 2011 を参照）。しかし、そうした人が、「平和的な集会をおこなう権利」のような特定の権利がただ一つ存在するのだ、と考えているならば、それはずいぶんと斬新な考え方だということになるだろう。というのも、人権は多様な具体的問題群に向けられているものだからである。たとえば、公正な裁判を保障すること、奴隷制度を廃止すること、教育を受ける機会を保障すること、ジェノサイドを防ぐこと、といった問題群である。そのため、哲学者によってはごく短い人権のリストを提唱していることがあるが、それでもなお人権の複数性は受け入れているものである（Cohen 2004, Ignatieff 2004 参照のこと）。

(3) 人権は普遍的である

すべての生きている人間（human）——もしくは、すべての生きている人（person）——は、人権をもっている。人権を持つためには、特定のタイプの人間である必要も、特定の国家や宗教のメンバーである必要もない。こうした「普遍性」という発想に含まれるのは、「独立した存在」という概念である。人々は人権を持っていて、それはその人々が所属する国や文化における慣習や、道徳規範（morality）や法の対象とされているかどうかとは独立である。とはいっても、こうした普遍性の観念には、いくつかの制限が伴う。第一に、例えば投票をする権利のように、一部の権利は成人の市民もしくは住民のみがもっていて、また自国での投票にだけ適用されるといったことがある。第二に、移動の自由という人権は、重大な罪を犯したことで有罪となった人物からは、一時的に取り上げられることがある。そして第三に、人権条約の中には、マイノリティ、女性、特定の地域に住む人々、子どもといった、弱い立場にある集団への権利に重きを置いているものがある。

(4) 人権は優先度が高い

モーリス・克蘭ストンは、人権が「至上の重要性」をもつ事柄であり、人権侵害は「正義に対する悪質な侮辱である」と主張した (Cranston 1967)。もし人権の優先度が高いものでなければ、人権は、たとえば国家の安定性・安全性、国家の自己決定、国家および世界の繁栄などといった、他の重要考慮事項に対抗する力を持たないことになってしまう。しかしながら、人権の優先度が高いということは、人権が絶対的なものであることを意味しない。ジェームズ・グリフィンが言うように、人権は「トレードオフに対して耐性をもつが、過度に耐性的ではない」ものとして理解されるべきだ (Griffin 2008)。さらに、人権のなかで何を優先するかということにはバリエーションがあるように思われる。たとえば、生命に対する権利がプライバシーの権利と衝突する時には、一般的に、後者のプライバシーの権利はあとまわしにされることになるだろう。

さて次に、さらに加えられる可能性のある五つの特徴あるいは機能について考えてみよう。

人権は譲渡不可能なものとして定義されるべきか？

譲渡不可能性は、権利が絶対的であるとか、権利が他の考慮事項によって決して優越されることはない、ということの意味するわけではない。むしろ、譲渡不可能性とは、権利の保持者が、みずからの悪しき振るまいによって、あるいは自発的に諸権利を返納することによって、一時的もしくは永久的に権利を失うことは決してありえないということの意味している。ただ、すべての人権がこの意味において譲渡不可能であるということは疑わしい。人権と、重大な犯罪のために罰として投獄されることの両者を支持する人は、人々の自由に移動する権利が、重大な犯罪のために有罪とされたために、一時的もしくは永久的に、没収されるうと考えているにちがいない。おそらく、人権はきわめて失にくいものだ、と言うので十分かもしれない (譲渡不可能性のずっと強い主張として、Donnelly 2003, Meyers 1985 を参照のこと)。

人権は最低限の権利として定義されるべきか？

かなりの数の哲学者が人権は最低限のものであるという見方を提案している。それは、人権はあまり数が多いものではない (何百何千ではなくせいぜい 2、30 種) という意味であり、過度な要求を伴うものではないという意味である (Joshua Cohen 2004, Ignatieff 2005, and Rawls 1999 を参照のこと)。彼らの見解が示唆しているのは、人権は、最善のことを達成することよりも、最悪のことを避けることに関係する——もしくは、関係すべきだ——ということである。ヘンリー・シューは、人権は「偉大なる願い高貴な理想」というよりは、「許容できる最低限の人間的な振舞い」であると述べている (Shue 1996)。人権は、控え目な基準であり、ほとんどの法的・政策的な問題を、国家や地域的なレベルでの民主的な意思決定に委ねるものである。こうすることにより、人権は高い優先順位をもつつつ、国々の間で文化的および制度的なバリエーションを用意し、そして国家的なレベルでの民主的な意思決定に大きな余地を残すことが可能になる。(人権の) ミニマリズムには、国際的な人権がいかなるものであるべきかについての規範が示されている、と考えるのが最善である。ほどほどのミニマリズムはかなりの魅力があるのだが、それは人権の定義の一部としての魅力ではない。

人権は常に道徳的権利だと考えるべきだろうか、もしくは、それを「反映した」ものだと考えるべきだろうか

道徳哲学から人権の理論にアクセスしようとしている哲学者たちは、時に人権は、根本的には、法的権利というよりは道徳的権利であると思込みがちである。しかしながら、人々が、人権の存在を信じているが、それは人権が国家レベル、あるいは国際レベルで法的権利である場合のみのことだ、ということにはなんの矛盾もない。ルイス・ヘンキンが主張しているように、「政治の動きは、自然的人権を実定的法的権利に転換する

ことによって、自然法と実定法との溝を埋め、よくある哲学的な難癖を空理空論へと追いやってきたのだ」。しかしながら、人権は法的権利でしかない、と主張する理論家たちは、普遍性、独立的存在、高優先度などについて自分たちが提出できる解釈はごく弱いものにすぎないと認めざるをえないことになるだろう。

人権はなんらかの政治的機能を提供するものとして定義されるべきか？

一部の理論家たちは、人権をなんらかの独立して存在する道徳的実在といったものに根拠をもつものとしてではなく、人権を人間が構築あるいは発展させてきた、高度に有用な政治的実践であるとみなすかもしれない。こうした見解は、人権という観念を、国家・国際レベルでさまざまな政治的役割を果たすものとして、そしてそれによって、人間や国家の喫緊の利益を保護するものとして見ることになるだろう。これらの政治的役割には、政府が自国民をいかに扱っているのかを国際的に評価する基準を提供すること、経済的制裁や軍事的介入が許容されるかどうかを特定することなどが含まれることになるだろう。政治哲学者たちは、上で述べた人権の四つの定義的要素に、何らかの政治的役割や政治的機能を追加しようとするかもしれない。こうした考え方は、ここ 50 年間で国際法や国際政治の場に現れ、たいへん目につくようになった「国際的」人権をみると、もっともらしいものに思われるだろう。しかし、世界がただひとつの国家しか持たなくなり、国際的な監視や干渉が必要ではなくなったとしても、人権は存在しうるし、また機能しうる。たとえば次のように想像してみしてほしい。小惑星が地球に衝突したために、ニュージーランドを除いたすべての国々の人々が絶滅し、ニュージーランドが存在する唯一の国家になったとする。そうなった場合、ニュージーランドには国際関係や国際法、国際政治といったものが存在しないが、それでもなお、人権の観念と人権実践の数多くの側面はニュージーランドにおいて存続しつづけるだろう。そして、もし同じシナリオで、アイスランドの地で生き残っていた人たちが何人か発見され、彼ら彼女らが政府や国家なしに生き延びつづけているとしたら、ニュージーランド人たちは次のことを目の当たりにするだろう。アイスランドには国家が存在しないにもかかわらず、アイスランドの人々がどのように扱われるべきかを、人権が支配しているということ。どれだけ人権の観念が国際法や国際的慣行に基づいていなければならないのかは、法令を厳格にしたとしても決着はつかないだろう。しかしながら、私たちは、ロールズやベイツが記述したようなある種の政治的機能は、典型的には、今日の国際的な人権によって与えられていると認めてよいだろう。

2. 人権の実在性とその根拠

2.1 人権はどのように存在しているのだろうか？

多くの人々が思い浮かべる人権にまつわる哲学的懐疑は、そんな権利がどのように存在しうるのか、というものだ。ここでは、(人権が存在するための) 可能な方法のいくつかを探求する。

人権が存在するようになる最も明らかな方法は、法の制定、慣習および司法判断によって生み出される国内法および国際法の規範としてである。国際的なレベルでは、人権規範が存在するのは、諸条約が次第に人権規範を国際法にしてきたためである。たとえば、ヨーロッパにおける人権及び基本的自由保護のための条約 4 条 (欧州評議会、1950) の奴隷制度もしくは強制労働の禁止や、市民的及び政治的権利に関する国際規約 8 条 (国際連合、1966) において「人権」が存在しているのは、これらの条約が人権を明文化したからである。国家レベルで人権規範が存在しているのは、立法措置、司法判断、もしくは慣習を通して、その国の法律の一部とされたためである。たとえば、奴隷制を禁じる権利が存在するのは、アメリカ合衆国憲法修正第 13 条が奴隷制度および強制労働を禁じているからである。国際法に権利が織りこまれるとき、私達はそれらの権利を人

権として語る。しかし、それらの人権が国内法において制定されたものであるとき、私達は人権を頻繁に「公民権」ないし「憲法上の権利」と呼ぶ。

国内法および国際法において立法化されていることが、人権が存在する方法の一つであるのは明白だ。しかし、多くの人はこれが人権が存在する唯一の方法ではありえないと主張している。人権が立法化されることによってのみ存在することになるのであれば、そうした人権の利用可能性は、国内政治および国際政治が発展するかどうかにか左右される。多くの人々は、人権が、法的措置よりも、ずっと深いところにあり、またずっと人間の意思決定に影響を受けにくいものに由来しているという考えを支持する方法を探求している。こうした考えの内の1つに、人々は権利をもって生まれるという考え、言い換えれば、人権が人間存在において生得的ないし内在的だという考えがある。(Morsink 2009 を見よ)。規範的地位が人間に内在的に備わっている、という〔人権が存在するための〕1つの方法が存在するのは、それが神により賜りしものであるためである。アメリカ独立宣言(1776)では、人々は、生命、自由、および幸福の追求についての自然権を「創造主から与えられた」と主張されている。この立場では、神は至高の立法者であり、なんらかの基本人権を制定している。

神の命令によって確かに生じる権利(生命、自由など)が、非常に一般的で抽象的でなければならないのは、そうした権利をここ数百年だけでなく、何千年にもおよぶ人類の歴史に適用するためである。しかし、現代的な人権は特定のなものであり、その多くは、現代的な社会制度を前提にしている(たとえば、公正な裁判を受ける権利や教育の権利など)。たとえ人が神によって与えられた自然権とともに生まれるとしても、上で見た一般的で抽象的な権利から、現代の諸宣言および諸条約に見られる特定の権利までを含む権利がどうやって得られるのかを説明する必要がある。

人権を神の命令に帰することは、形而上学的なレベルではそれにしっかりした地位を与えることになるかもしれない。しかし、非常に多様な現実世界においては、それでは人権が実際的に確実なものにはならない。何十億という人々が、キリスト教やイスラムやユダヤ教の神を信じていない。もし人々が神を信じていないならば、あるいは権利を規定するような種類の神を信じていないならば、そしてもしあなたが人権を神学的な信念によって基礎づけたいと思うならば、あなたは、そうした人々に、権利を基礎づける神学的な見解を認めさせなければならない。これはおそらくそうした人々に人権について納得させることよりもかなり難しい。国内・国際レベルでの立法措置は、現実的な目的ゆえに、それよりもずっと確実な地位を〔人権に〕もたらす。

とはいえ、人権は、現実の人間道徳の一部であることによって、立法措置から独立して存在もするだろう。すべての人間集団は、個人間の行動において絶対に必要で、さまざまな理由や価値に裏付けられた命令的規範という意味での、道徳を持っているように思われる。これらの道徳は特定の規範(例えば、無実の人間を意図的に殺すことの禁止)や、特定の価値(例えば、人間の生命を尊重すること)を含む。もし、ほぼあらゆる人間集団が殺人を禁じる規範を含む道徳性を有するなら、これらの規範は人間の生命権を部分的に構成する。

人権が全ての人間の道徳で見出されるという立場は魅力的だが、しかし、深刻な問題もある。ここ数十年間で、世界規模で人権が急速に認められるようになってきているが(第4節「多様な信念および慣習が存在する世界における普遍的な人権」を見よ)、世界規模での人権に関する道徳の一致はみられていない。人権宣言や人権条約は、今ある規範を変えようとしているのであって、単に今ある道徳上の合意を記述しようとしているわけではない。

人権の存在を説明するもう一つの方法は、最も基本的には、人権が、本当の、もしくは正当化された倫理観の内に存在しているというものである。この立場では、拷問を禁止する人権が存在すると言うことは、拷問をおこなうことは常に道徳的に不正であると信じる強い理由があるとか、拷問を防ぐために保護が提供されなければならないと信じる強い理由があると主張することと大部分同じことである。こうしたアプローチによれば、世界人権宣言は、地球全体に向けて、正当化された政治道徳をはっきりと打ち出そうとする試みだといえ

る。ただし、世界人権宣言は、すでに存在していた道徳上の合意を特定しようとしていただけではない。むしろ、十分に納得のいく道徳的・実践的理由によって支持されうる合意を創造しようとしていたのである。このアプローチは、そうした理由に客観性が伴っていることを信じる必要がある。つまり、こうしたアプローチのためには、物理的世界がどうなっているのかとか、何が建築物を丈夫で長持ちにさせるのかを調べる際に、信頼できる方法があるのとまったく同じように、諸個人が、お互いに対して、あるいは政府に対して、何を正当に要求してよいのかを知る方法があると信じなければならない。たとえ、今現在は、人権に関する合意が十分ではないとしても、人々が広い視野を持って〔人権についての〕道徳的・政治的探求を真剣に行おうとすれば、人間にとって理性的な合意は達成可能である。もし道徳的な理由というものが人間が構成するものから独立に存在しているならば、そうした理由は——現行の社会制度、諸問題、そして諸資源についての正しい前提に組み込まれると——現在受け入れられているか、法制化されている規範とは異なった道徳的規範を生み出さう。「世界人権宣言」はまさにこうした想定をもとにして進展しているように思われる (Morsink 2009 を見よ)。こうした見解には問題が一つある。というのも、人権は「十分な理由として存在しているというのでは、その現れる形態が非常にらべて頼りないように思われるのである。しかしおそらく、この頼りなさは、法的な規範を定式化したり、立法化したりすることで解決されるものとして、理論的というよりは実践的な問題だと見ることができる。人権が最善の形で存在するとしたら、それは、しっかりした法的な存在と、道徳的で実践的である強力な理由にもとづいて、広く受け入れられたために生じたある種の道徳的存在を複合させたものだろう。

2.2 人権の規範的正当化

人権の正当化は、権利としての性格、普遍性、優先度の高さといった、人権に備わる特徴を擁護できるものでなければならぬ。また、そのような正当化は、具体的な権利について、もっともに思えるリストを正当化する出発点を提供することができるべきだ（そうした基礎およびその基礎から具体的な権利への移行については Nickel 2007 を見よ。また下記のセクション 3 「どの権利が人権か？」も見よ）。さらに、「国際的」人権の正当化には、さらなる論証のステップが必要になるだろう (Buchanan 2012)。こうした諸々の要求によって、十分正当化されるように人権を構成することは気が遠くなるような困難な課題になる。

正当化のアプローチは、賢明さにかかわる (prudential) 理由、実践的な理由、道徳的な権利 (Thomson 1990)、人間的な福利 (well-being) (Sumner 1987, Talbott 2010)、基礎的な利益 (Beitz 2015)、人間的なニーズ (Miller 2012)、行為者性〔主体性〕と自律性 (Gewirth 1996, Griffin 2008)、尊厳 (Gilbert 2018, Kateb 2011, Tasioulas 2015)、公正さ (Nickel 2007)、平等、積極的自由 (Gould 2004, Nussbaum 2000, Sen 2004) といったものに人権の基礎を置くことを含む。人権の正当化は上の諸々のタイプの理由の一つだけに基礎を置くことがありえるし、また、折衷的で複数の理由にもとづくものでもありえる。人間の行為者性と自律性によって人権を基礎付けることは、ここ数十年の間で、強力な擁護者を得ている。たとえば、アラン・ゲワースは『人権：正当化と適用についての考察』で、行為者性によって基礎づけられた人権の正当化を提案している (Gewirth 1982)。彼は、行為者性の発揮やおよび行為の価値を否定することは、人間には選択できないことであると主張した。というのも、人生を生きるためには、そこで求められる行為者性と行為という不可欠な条件を、必須の善であるときみなさねばならないからである。抽象的に書かれているが、ここでの「良い結果をもたらす行為者性という必要条件」とは、自由と幸福のことである。自由や幸福を確保しようとする賢明で合理的な主体は、自分たちにはそうした状態にいたるための「賢明に要求する権利」があると主張するだろう。他人が自分の自由や幸福を尊重することを要求しようとするならば、一貫性のためには、自分もまた他

人の自由や幸福を認め尊重しなければならないことになる。すべての行為者は、自由や幸福を必要とすることにおいてまさに同じ立場であるので、それぞれの行為者は、一貫して、それぞれの行為者が自由や幸福を要求することを認識し尊重することが求められる。そうした行為者であるなら、行為者としての自分以外の人々が自由や幸福の権利を平等に持つことを「論理的には認めなければならない」。こうした二つの抽象的な権利は、それぞれ単独で、また両者が共に働くことによって、よく知られてるような具体的な平等の人権を生み出すことになる。ゲワースが目標は、人権があらゆる人間的行為者 (human agent) に適用されること、そしてそれが不可避であることを論証することだった。彼は、議論の余地の少ない諸事実と一貫性という原則から出発し、そこから二つの包括的な人権を論理的に導き出し—そして、その二つの人権から、いっそう明確な権利のリストを引き出すことができると考える。このゲワースの考えは、多くの批判な論文を生み出すことになった (Beyleveld 1991, Boylan 1999)。

比較的最近の、行為者性や自律性によって人権を基礎付ける試みは、ジェームズ・グリフィンの『人権について』 (Griffin 2008) の中で見られる。グリフィンは、ゲワースの、人権を擁護するための論理的に逃がれようのない論証を行うという目標は共有していない。しかし、彼の〔人権についての〕大まかな考えは、ゲワースの論証と中心的な構造的な特徴を共有している。こうした人権擁護論は、人間の行為者性と自律性 (グリフィンはこれを「規範的な行為者性」と呼ぶ) という独得の価値から、そうした〔人権の〕正当化を始めること、何らかの抽象的な権利 (自律性、自由、幸福) を前提とすること、行為者性基盤的なアプローチのもとで、幸福への権利の議論をおこなえるようにすることを含んでいる。人権を「道徳的」な捉え方 (もしくは「伝統的」な捉え方) と、「政治的」な捉え方との間で、現在行われている論争において、グリフィンは、人権が根本的には道徳的な権利だとみなす立場を強かに擁護している。グリフィンの見解では、〔人権を〕規定するような役割とは、人々が、生きる価値のある人生についての構想を形成し、追い求めることができること—つまり、グリフィンが「自律性」「規範的行為者性」「人格性」などさまざまな表現で言及する潜在能力 (capacity) を守ることにある。そのため、価値ある人生の構想を作りだし、修正し、追求する能力は、崇高なる価値に関わるものであり、人間の尊厳の唯一の源泉であり、ゆえに、人権の基盤だと考えられている (Griffin 2008)。グリフィンは、人々はこの〔人間の〕潜在能力を「特段に高く評価している、それもしばしば、自分自身の幸福感よりも、ずっと高く」評価していると考えている。

グリフィンの考えでは、「実用性」もまた人権を形づくっている。彼は実用性は人権の「第二の基礎」だと説明する。人権が実用性を備えるためには、「あまりにもつれたたくさんの結び目」を作ってしまうことを避けるために、権利どうしの境界を明確にすること、安全マージンが保たれるように権利を少し拡大しておくこと、また、人間の本質と社会の本質に関する事実を参照することが必要となる。それゆえに、グリフィンが人権に求めた包括的な機能の正当化は、実用性を考慮に入れた上での規範的行為者性の保護だということになる。

グリフィンの主張によれば、人権は、他の規範的概念と比較して、「意味の不確定性」に陥りやすい概念であり、際限なく増殖してしまいやすい (Griffin 2008)。すべての人権を、実用性を考慮に入れた上での規範的行為者性の価値に結びつけることは、この弊害を解決する最良の方法である、とする。彼は近年新たな人権が次々に発明されていることを批判し、またすでに確立された権利の「内容の膨張」も批判している。それにもかかわらず、グリフィンは世界人権宣言にある権利の大部分には好意的である。さらにグリフィンは、人権は個人間道徳における権利の多くを含むものだと考えている。たとえば、グリフィンは、教育に関する児童の人権は、政府に対してだけではなく、児童の両親に対しても要求されうるものだと考えている。

すべての人権は規範的行為者性に基づいているというグリフィンのテーゼは、人権の記述というよりは提案として主張されており、それが人権に調和、一貫性、限界を与える最良の方法だとされている。残念ながら、この提案を受容し後に続くことは、人権の増殖への効果的な障壁にもならないし、人権とその他の道徳的規範

の間に明確な線を得ることにもなりそうにない。その主な理由は実はグリフィン自身が認めている。つまり、規範的行為者性の「生産能力」は「まったくのところ強力」である。規範的行為者性の三つの構成要素（自律性、自由、最低限の福利）を保護しようとするならば、それらの価値に対する多くの脅威に遭遇することになり、それゆえ、とても多くの権利が必要となってしまうからだ。

2.3 人権の政治的構想

最近数十年で、実際に人権が果たす政治的役割の観点から人権を説明する見解が、目立った提唱者たちを得ている。人権のこうした「政治的な」捉え方は、「人権」が何を「している」のかということの説明することで、人権が何で「ある」かを説明しようとするものだ。政治的な捉え方をつくりあげた二人の哲学者、つまりジョン・ロールズとチャールズ・ベイツを、この節では議論する（政治的な捉え方とそれらの代案の有益な議論のためには、Etinson 2018 と Maliks and Schaffer 2017 を参照せよ）。

人権の政治的構想の提唱者たちは、たいていは普遍的 道徳的 権利については不可知論的もしくは懐疑的である一方で、全面的な道徳懐疑論をも拒絶し、人権の内容や規範性や役割については健全な規範的正当化をおこなう見通しがあると考え（人権の純粋に政治的な見解に対する反論としては、Gilbert 2011, Liao and Etinson 2012, Sangiovanni 2017, and Waldron 2018 を参照せよ）。

ジョン・ロールズは著作『万民の法』(Rawls 1999) で人権の政治的な構想の考えを導入した。その基本的な考えは、さまざまな政治的領域それぞれにおいて、「人権」が果たしている主な役割を識別することで、私たちは諸人権がどんなものであるか、そしてそれらの複数の「人権」の正当化には何が必要か理解することができるというものである。『万民の法』において、着目されている分野は国際関係（と、副次的に国政）である。ロールズは、今日の国際的体制における国際法と国際政治を規範的に再構成しようとしており、この点に注意すると、人権が国際的体制においてどのように機能しているかにロールズが重点をおいていたことがわかりやすくなる。

ロールズは、人権は喫緊の権利群という特別な部類の権利群であると言う。彼は上の第1節で与えた人権の定義を受け入れているようだ。加えて、人権は高い優先度の、もしくは「喫緊の」権利群と言うことで、ロールズは人権の複数性と普遍的も受け入れている。しかしロールズは、ゲウィルトとグリフィンよりも狭い範囲での研究課題に取り組んでいた。彼が取り組んでいる国際的人権も、その役割によって定義されていて、それはグローバル体制の規範的構造をさまざまに定義することに役立つようにされている。国際的人権は、合法性、主権、許容されるべき介入措置、国際社会の信頼のおける一員であること（メンバーシップ）といった、他の規範的概念に内容を与えてくれる。

ロールズによると人権の正当化の過程は、彼が『正義論』(Rawls 1971) で記述した国家レベルの正義の原理のためのものに類似している。[『正義論』でのように] 自由で平等な市民が公正な条件で同意するであろう協力条件について質問する代わりに、自由で平等な人民あるいは国家が公正な条件で同意するであろう協力条件について問うのだ。私たちが想像するのは、基本的な国際構造を構成する規範的原理を選択するための世界の国々の代表者の集会だ。これらの代表者は、代表する国々が自由（正当に独立している）で平等（平等に敬意を払われ、公正に取り扱われる）だとみなしていると想像される。また、これらの代表者は、彼らの国の基礎的な利害に照らして合理的に選択しようとし、また、協力の公正な条件を見出し遵守しようとするにおいて理性的であり、彼らは「無知のヴェール」の内部にいるために公平 (impartial) である——自分たちが代表している国家の規模、富、力といった情報が不足している——ので公平であると想像されている。ロールズは、これらの条件の下で、これらの代表は、全会一致で基本的な人権群を含むグローバル秩序の原則を選ぶと

考える（グローバルな根源的な状態のさらなる説明に関しては、本事典の「ジョン・ロールズ」と「原初状態」の項目を参照）。

ロールズは、ごく限られた人権のリストを提案している。そこからは、基本的な自由の多くや、政治参加の権利、平等の権利などが除外されている。これには二つの理由がある。一つ目の理由は、彼はリベラル民主制の国々だけではなく、すべての理性的な国々のためのリストが欲しかったからである。二つ目の理由は、彼は深刻な人権侵害は他国の許容されるべき干渉の引き金になりうると考えており、この役割を果たしうるのは最重要の権利のみだからだ。平等と民主制の保障を除外していることは、人権が深刻に侵害されたときに国際的干渉を容認できるようにする役割を人権に割り当てようとしていることの高い代償であるといえる。〔しかし〕わたしたちは代償を払うことなくロールズの基本的な考えを適応させることができる。極めて大規模な最重要の人権侵害に関与している国々は寛容に値しないという考えを受け入れるのに、ロールズに倣って国際的人権をごく絞り込まれたリストと同一視する必要はない。代わりに、人権はもっとも重大なものであり、干渉の許可を与えるような役割を人権の一部にだけ与えることができるという考えをすることもできる。いずれにしても、この人権は最重要であるという考え方は、その他の目的のためにも必要となる。

『人権の理念』（Beitz 2009）におけるチャールズ・ベイツの人権の説明は、ロールズのものとは多くの類似点を共通しているが、さらに全体に進展がある。ロールズと同じように、ベイツは人権が現在の国際人権擁護活動によって展開されているものとしてだけ扱う。ベイツは、「（国際人権擁護活動の）有能な参加者たちが、何を人権の妥当な要求であるとみなしているかということからの実践的推論」に注意を払うことによって、わたしたちは人権の理解を進展させることができると示唆する。十分な資格をもった参加者たちがなにを言い、なにをおこなっているかを観察すれば、人権とは何であるのかという説明の情報が得られる。そこで焦点が当てられることになるのは、なにか「深い」哲学的水準で人権とは何であるか、ということではない。むしろ、近年出現し、今もなお発展しつづけている弁論の実践のなかで、「人権」がどのように行為を導いているか、ということに焦点がある。この弁論の実践の規範は、人権の解釈と適用、人権という概念をもちいた批判の適切さ、人権裁判所における判決、そして——おそらくもっとも重要なこととして——深刻な人権侵害への反応をガイドしてくれている。ベイツは、人権は「国際的な懸念の問題」であり、「国境を越えた保護・救済行動の潜在的引き金」だと述べている。

ベイツは、これらの人権の役割のためには、切り詰められた人権のリストが必要だというロールズの見解に同意しなかった。彼は、人権が要求するものは国家レベルでの社会的正義が要求するものよりも弱いことを認めているが、人権がその他の点で最小のもの、もしくはごく控えめなものであることは否定している。

ベイツは、理性的な人物は、人権の基礎に関してなにか特定の考えを受け入れなくとも、人権という考えを認めて用いることができるという点を正しく指摘している。だが、優れた人権の正当化は、可能な限り、宗教、形而上学、イデオロギー、「内在的価値」（本事典の“public reason”の項目を参照せよなど）にかかわる論争のタネになりかねない前提は、できるだけ回避すべきと示唆したことについて、彼が正しかったのかはそれほど明白ではない。ベイツは、根底的な道徳的実在における人権の根拠などといったものではなく、人権がなしえる実用的な効用を強調している。こうすることによって、人権を世界中の多様な宗教と哲学的慣習を持つ人々にも魅力的に思われることになるだろう。ベイツが提案した人権の広範な正当化と規範性は、人権は「独立国家によって構成されている現代世界秩序において、「予想される危険（「よくある脅威」）に対する個人の喫緊の利益」から、典型的な生活環境にそれらの危険に対して脆弱な人々を守るものだ」というものである。

3. どういう権利が人権か？

本節では、どの権利が人権リストに属するかという問題について論じる。これまで強い影響力をもってきた世界人権宣言のリストは、六つの系列から構成されている。(1) 殺人、拷問、大量虐殺から人々を守る安全の権利。(2) 恣意的で過度に厳しい刑罰から人々を守り、犯罪で告発された人々に公正で公開の裁判を要求するデュー・プロセスの権利。(3) 信条、表現、結社、移動などの分野における人々の基本的自由を保護する自由権。(4) 人々が集会、抗議、投票、公職に就くなど政治に参加する自由を保障する政治的権利。(5) 平等な市民権、法の下での平等、差別からの自由を保障する平等権。(6) 政府がすべての人に労働、教育、保健サービス、十分な生活水準を保障することを求める権利である社会権。七個目のカテゴリーとして、マイノリティと集団の権利が、世界人権宣言以降の諸条約によって創設されている。これらの権利は、女性、人種的・民族的マイノリティ、先住民族、子供、移住労働者、障害者などを保護するものである。

社会正義や賢明な統治に関するすべての問題が人権の問題であるとは限らない。たとえば、ある国で弁護士の数が多すぎたり、大学院レベルの教育が不十分であったりすることがあるが、それがなんらかの人権を侵害しているわけではない。どの規範を人権としてカウントすべきかを決めるのは、かなり難しい問題である。また、人権のリストに新たな領域を含めようとする圧力も加えられつつけている。政治運動の多くは、自分たちの主要な関心事が人権問題として分類されることを望んでいる。なぜなら、そうなれば自分たちの関心事が国際的なレベルで公的なものとされ、促進され、正統的なものとなるからである。その結果として起こりうるのが「人権のインフレ」であり、悪い人権通貨を濫造すぎることによって人権の価値が切り下げられてしまうことになりかねない (Cranston 1973, Orend 2002, Wellman 1999, Griffin 2008 参照)。

権利のインフレを避ける方法の一つは、克蘭ストンにならって、人権はきわめて重要な財、保護、自由のみを扱うものだ、と主張するものだ。補助的なアプローチとしては、具体的な人権については、いくつかの正当化のテストを課すことがある。たとえば、人権として提案されたものについて、何かとても重要な善を保護するというだけでなく、その善に対するなんらかの一般的かつ深刻な脅威に対応するものであることを要求する (Dershowitz 2004, Donnelly 2003, Shue 1996, Talbott 2005)、名宛人に課す負担が正当化可能で必要以上に重いものでないこと、世界のほとんどの国で実現可能であること (実現可能性については Gilabert 2009 および Nickel 2007 を参照) などを要求することができる。このアプローチは、ただ一個の重要なテストによってではなく、複数のテストによって権利のインフレを抑制しようとするものだ。

どの特定の権利が人権であるかを決めるとき、世界人権宣言や欧州条約のような国際的な文書が過大評価されることもあれば、まるっきり軽視されてしまうこともある。軽視されることがあるというのは、重要な権利リストの作成があたかもこれまでに取り組まれたことのない新しい問題であるかのように扱われたり、歴史的な文書にのなかにある権利の選択には実践知がありえないかのようにされてしまうときである。過大評価されることがあるというのは、こうした既存の文書が人権について知るべきことをすべて教えてくれていると思いつままれてしまうときである。後者のアプローチには一種の原理主義が含まれている。ある権利が公式の人権リストに載っていれば、それで人権としての地位が決まると考えるのである (「この本に載っていれば、それで知りたいことには十分だ」)。しかし、国連やその他の場所で人権を具体化するプロセスは、不完全な部分が多い政治的プロセスである。どのような人権が存在するかについて、外交官を最も権威あるガイドとする理由はほとんどない。さらにいえば、ほとんどの国が条約を批准することで、ある特定の権利が国際法において人権であるかどうかという問題は決着がつけられるとしても、その重みまで決着させることはできない。条約は、その権利が各種の重大な考慮事項によって支持されていることを示唆するかもしれないが、そうであると確定

させることはできない。もし、ある国際条約が、国立公園を無料で訪れる権利を人権として制定したとしたならば、その条約が批准されることで、国立公園への無料アクセスは国際法上の人権となる。しかし、国立公園を無料で訪れる権利などといったものには、真の人権として十分に重要であると信じさせるような説得力はないだろう（参照、Luban 2015）。

3.1 市民的および政治的権利

もっとも議論の余地のない人権のグループは、市民的権利および政治的権利だ。これらの権利は、「フランスの人間と市民の権利の宣言」（1789年）や「合衆国権利章典」（1791年と続く修正条項）などの、歴史的な権利の法案からよく知られている。現代的な人権の源としては、「世界人権宣言」の前半の21箇条、「ヨーロッパ人権条約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「米州人権条約」、「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」などがある。それらの代表的な定式化は次のようになる：

すべての者は、思考と表現の自由の権利を持つ。この権利は、国境に関わりなく、口頭でも、文書でも、出版でも、芸術の形態でも、その他の選ばれたあらゆる媒体を通じてでも、あらゆる種類の情報と考えを探し、受け取り、開示する自由を含む（米州人権条約13条1項）。

すべての者は、自身の利益を守るために労働組合を結成し、加入する権利を含む、平和的に集まる自由、他者と連帯する自由の権利を持つ（欧州代表者会議第11条）。

1. すべての市民は、直接もしくは法の定めに沿って自由に選ばれた代表を通して、母国の政府に自由に参加する権利を持たなければならない。2. すべての市民は、母国の公共サービスへ平等にアクセスする権利を持たなければならない。3. すべての個人は、法の前にすべての人々が厳密に平等に、公共財と公共サービスにアクセスする権利を持たなければならない（アフリカ憲章第13条）。

大部分の市民的および政治的権利は、絶対的なものではない。場合によっては、他の考慮事項によって上書きされることがある。例えば、移動の自由の権利は、公的および私的財産権、家庭内暴力に関する接近禁止命令、合法の刑罰によって制限されうる。さらに、ハリケーンや地震のような災害の後には、野次馬を締め出し、緊急車両と機材の通行を許可し、略奪を抑制するために、自由な通行はしばしば停止されることがあるが、こうしたことは適切である。市民的及び政治的権利に関する国際規約は、「国家の存続を脅かす公的緊急事態」のときの間は、権利が停止されることを許可している（第4条）。しかし、生存権、拷問禁止、奴隷禁止、事後法の禁止、思想と信仰を含む一部の権利は、そうした停止許可からは除外されている。

3.2 社会的権利

世界人権宣言は、教育、食料、医療サービス、雇用といった問題に取り組む社会的権利（もしくは「福祉受給」権）を含んでいた。社会的権利（社会権）の内容は、数多くの論争の源泉となってきた（Beetham 1995を参照。）欧州条約は当初、社会的権利を含んでいなかった（ただし教育を受ける権利を含めるように修正された）。代わりに、社会的権利は別の条約、つまり欧州社会憲章に盛り込まれた。国連が世界人権宣言で述べられている諸権利を国際法に盛り込む作業を開始したときにも、これと同様のやり方が踏襲され、経済的・社会的基準を、市民的および政治的権利を扱うものとは別の条約で扱うことにした。この条約、つまり「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（1966年の「社会権規約」）は、漸次的に実現されるべき権利と

してではあるが、これらの経済的・社会的基準を権利として扱った。

「社会権規約」の権利のリストは、女性が経済的生活および社会的生活において差別を受けず平等であること（第2条、第3条）、職業選択の自由と就業の機会があること（第6条）、公正な賃金と適切な労働環境（第7条）、労働組合を結成する権利とストライキを行う権利（第8条）、社会保障（第9条）、母子の特別な保護（第10条）、十分な食料・衣類・住居（第11条）、基本的な医療サービスを受ける権利（第12条）、教育の権利（第13条）、文化的な生活に参加する権利と科学の進歩による利益を享受する権利（第15条）を含む。

「社会権規約」の第2条1は、このリストに関して締約国それぞれが何をすべきなのかを明確にしている。すなわち、「この目下の規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する目的で、その利用可能な資源の最大まで…個別に、また国際的支援と協力を通じて、対策をとる」とある。対照的に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」は、「その領域内のすべての個人に対して、この目下の規約において認められる権利を尊重し、確保する」（第2条1）ことを、調印者に即座におこなうよう求めている。このように二つの誓約の間に差があることから、一部の人は経済的および社会的権利は実のところ価値ある目標でしかないと考えている。なぜ「社会権規約」は漸次的実装を選び、それによって規約にある権利を単なる目標のように扱ったのだろうか？ その中心的理由は、世界の多くの国々は、それらの基準を完全に実現するどころか、主要なものでさえ実現する経済的、制度的、人的資本的資源が不足していたからである。多数の国々にとって、それらの基準が即座に拘束的なものとして扱われれば、能力不足による不履行は確実であったからだ。

社会的権利の擁護は、しばしば、それらの権利が市民的権利および政治的権利の適切な実現を提供することに役立つことを示す「リンケージ論証」によってなされてきた。この取り組み方は、当初、ヘンリー・シューによって哲学的に展開された（Shue 1996; Nickel 2007 and 2016 も参照）。「リンケージ論証」は、論争の対象になりうるような権利を、論争になりえないような権利を提供するために必要不可欠、あるいはとても有用な助けになるということを示すことによって擁護するものである。たとえば、もし政府が飢餓を根絶し皆に教育を提供することに成功すれば、これは人々が自由や適正手続きや政治的参加の権利などを知り、使い、享受する能力を促進することになる。教育を受けていない人々は、しばしば、自分たちがどのような権利を持つのか、自分たちが権利を利用し、権利を守るために何ができるのかを知らないため、教育の欠如は実に頻りに市民的および政治的権利の障害になる。また教育の欠如は、一般的な民主政治への参加の障害ともなる。教育と最低限の収入は、経済的に底辺近辺の人々が、政治動向を把握し、政治運動に参加し、投票所に行って票を投じるために必要な時間とお金を支出するのを容易にする。

社会的権利は平等への十分なコミットメントをもたらすだろうか？

人権としての社会的権利への異議は、政治的右派と政治的左派の両方から出されている。平等主義的リベラリズムと社会主義者を含む左派からの一般的な反対は、人権にかかわる公文書や条約に列挙されている社会的権利は、実質的な平等の実現へのコミットメントが弱すぎるというものである（Moyn 2018; Gilabert 2015）。社会的権利の実現には、キーになる分野において国家がすべての人に十分な最低資源を保障することが必要となるが、機会の平等、強い再分配課税、富の上限に対する強いコミットメントは必ずしも必要としない（平等、機会の平等、配分的正義、リベラル・フェミニズムの項目を参照）。

平等主義者たちの反論は、人権に関する公文書や諸条約が、貧しく悲惨な生活の人々への心配を形にあらわしていないというものはずがない。そんなものであるとすれば完全に誤りである。人権に関する公文書と諸条約に社会的権利を含める主な目的の一つは、世界中の国々で、貧困と教育の欠如と不健康な生活環境と戦う真剣な努力を促すことだ（国連『ミレニアム開発目標』の Langford 2013 も参照）。また、平等主義者たちの反論は、1980年以降に、人権が先進国の多くで福祉受給権の仕組みの空洞化を促進したと言う異論でもあり

えない。そうした国々での福祉プログラムの削減は大抵、社会的権利の十分な実現の要件に違反するものであった。

おそらく、人権関連の公文書と諸条約が、教育と職業における機会の平等を推進する積極的な手段に関して十分に言及してこなかったことは認めるべきだ。ロールズが提案したような機会の平等に対する積極的な権利は、高所得の親の子が有効に活用できる機会と、低所得の親の子たちが有効に活用できる機会の間の不均衡を減らすための、真剣な手段をとることを国々に求めていると考えられる (Rawls 1971)。

強い平等主義的な政治的プログラムは、部分的には人権の枠内で、しかし大部分は人権という枠を超えたかたちの方が追求することが最善である。その理由のひとつは、人権運動は、それが広い政治的支持を得ることができれば、将来的な受容と実現にむけたよりよい展望を持てるからである。そのためには、それが裏書きする権利が、中道左派から中道右派までの範囲の様々な政治的見解の人々に訴求することが必要である。人権プラットフォームがほとんど急進左派の計画だと受け止められてしまえば、広い政治的中心部分からの支持は出現しないし、存続しない。

社会的権利は十分に人間の重要な利益を守っているか？

モーリス・克蘭ストンは、社会的権利に異論を唱え、社会的権利は主に、有給休暇のように、重大で普遍的な人権の問題ではないものに関係するものだと示唆している (Cranston 1967, 1973. 社会的権利への異議の取り扱いは、Beetham 1995; Howard 1987; Nickel 2007 を参照)。しかしながら、ほとんどの社会的権利が表面的な利益にだけ関係しているというのは、真実からは程遠い。十分な生活水準の権利と、自由な公教育の権利の二つの例を考えよう。これらの権利は、政府に、深刻な貧困、飢餓、栄養失調、無知のように、社会に蔓延している深刻な不正を矯正するように努力することを求めている。食料とその他の生活における基本的な物資の状態の重要性は、容易に示せる。これらの財は人々が生き、働き、幸福に暮らすために不可欠である。これらの財を十分に得られなければ、生活、健康、自由における利益は危険に晒され、深刻な病気をわずらい、死んでしまうだろう。教育機会を得る権利の欠如は、典型的に人々が彼らの国の政治的および経済的生活に十分実質的に参加する能力の（絶対的および相対的）制約となる。

社会的権利は重すぎる負担か？

もうひとつの社会的権利に対する異論は、社会的権利が義務の負担者にとって大きすぎる負担になるというものである。すべての人々に基礎的な教育と最低限の物質的生活状態を保証するのはとても費用がかかる。社会的権利は負担が大きすぎるという主張は、頻繁に、他のもっと議論をひきおこすことが少ない人権を比較の基準として用いる。そして、社会的権利は自由権よりも、大幅に負担が大きいか費用がかかるのだと示唆する。比較の基準として、通信、連帯、移動の自由のような、自由権を使うことを想像しよう。これらの権利は、政府からの尊重と保護を要求している。そして人々は、また安全と適正手続きの権利をもっていなければ、これらのような自由を享受するために十分に保護されていないことになる。いわば自由の費用には、法と刑事司法の費用が含まれる。ひとたびこうしたことを認識すれば、自由権は実にもっと費用がかかっているものに見える。

さらにまた一般論として、わたしたちは、社会的権利を、単純にすべての人々にそれらが保護する財の無制限な供給を与えるものとして考えるべきではない。もしすべての人々が単純に無制限な供給を受けられるということになれば、食料や住居などの保証は耐えられないほど費用がかかるものとなるし、生産性を損なうことになるだろう。ある種の実行可能な社会的権利の仕組みは、大部分の人々に、必要な機会、教育、インフラ基盤が与えられている限りは、その人々自身が労働を通じて、それらの財〔食料や住居〕を自分と家族に提供す

ることを求めるだろう。政府が実施する社会的権利は、保証や入手可能性（あるいは「アクセス保証」）を提供するが、政府は必要な財をほんの一部のケースでだけ供給するべきである、ということになる。教育は大抵は例外となっていることに注意されたい。多くの国々で、支払い能力に関わらず、無料の公教育が提供されているからだ。

社会的権利の受容と実装をしない国々も、やはり貧困者に提供する費用はどうかして負担しなければならぬ。それらの国々は、もし政治参加の民主的な権利を認めているとすれば特に、人口のかなりの部分が飢えて住居がないことを許容することを甘受できると思えそうにはないからだ。もし政府が食料、衣類、シェルターを、それら自分たちに提供できない人々に供給しなければ、家族、友人、コミュニティがこの負担を負わなければならないだろう。政府出資の社会的権利が貧困者への財の提供の負担の相当な部分を引き受けるようになったのは、ここ百年かそこらに過ぎない。社会的権利に関連した税は、他の重荷となってきた義務、すなわち、家族とコミュニティの失業者、病人、障害者、高齢者へ十分な保護を提供する義務の部分的な代替である。社会的権利を「人権として」実装するべきか否かという決定は、そうした負担を担うか否かの決定の問題ではない。むしろ、援助をとともむらのある仕方での分配し、費用負担が家族や友人やコミュニティにととも不均衡にかかってしまう私的な提供へ完全に依存し続けるかどうかの決定の問題である。

社会的権利は世界中で実現可能か？

もうひとつの社会的権利への反対論は、社会的権利は多くの国々で実現不可能と主張するものだ（実現可能について理解するには、Gilbert 2009 を参照）。人々の必要最低限の生活を保証し、人々の健康を守り回復する方策を用意し、教育を保証を提供するのはとても費用がかかる。多くの政府は、他の重要な責任事項に対処しながらこうした保証を提供できない。権利は魔法の供給源ではないのである (Holmes and Sunstein 1999)。

前に見てきたように、「社会権規約」は実現可能性の問題を「漸次的実装」を求めることで解決した。つまり、財政と他の資源の許す限りでの実装である。こうした実装の考え方は、社会的権利を高い優先順位の目標ということにするだろうか。そしてもしそうであるならば、それは悪いことだろうか。

名宛人の大多数の能力を越えてしまうような基準は、「目標」としての取り扱いをするべき候補となる。そうした基準を、即時実施義務を課すためのものというよりは、大部分は待望されるべきものとしてみなすならば、能力不足が根底にある不履行が生じるという問題を回避することができる。しかしながら、人によっては、そんなことは社会的権利にとってあまりに大きな降格だと心配するかもしれない。「目標」は「権利」よりもずっと弱いものに見えるからだ。しかし、「目標」を「権利」に似たもののように定式化することも可能だ。「目標」は、名宛人（目標を追求すべき団体）、受益者、追求すべきターゲットを定めるスコープ、そして優先順位の高さなどを割り当てることができる (Langford 2013 and Nickel 2013 を参照。また、UN Human Rights and the 2030 Sustainable Development Goals も見よ)。それらの目標が重要である十分な理由を提出することもできる。そして、監督機関は進捗のレベルを監視し、成績の悪い名宛人に圧力をかけて、その目標を達成するべく職務を遂行し取り組むよう促すこともできる。

ひどく労力の要する権利を、「目標」として扱うことには、いくつかの利点がある。ひとつは、わたしたちの能力を大幅に超過している目標が提案されたとしても、同じような義務が提案されたときほどは馬鹿げたものには思われぬ、ということがある。多くの国々が今現在は実現できないような「社会的権利」の壮大なリストを作成すれば、多くの人々にばかっているように見えてしまう。おそらく、こうしたすぐに見てとれるリアリズム欠如は、もし私たちが、これらの「権利」というものは実のところは国々が真剣に促進すべき「目標」であると理解すれば弱められることだろう。目標というものは、それらを実現する能力が低水準であったとしてもそれと容易に共存できる。もうひとつの利点は、「目標」は柔軟であることだ。いろいろな能力水準の名

宛人たちは、自分たちの環境や資力に合った目標の追求方法をそれぞれ選ぶことができる。これらの魅力のため、ひどく労力の要する権利を、「目標」に変形する洗練された方法を探索する価値があると思われる。この変形は、全体的なものでもありえるし、部分的なものでもありえるだろう。「権利」と「目標」の混合物をつくることも可能だ。それはいくつかの強制的要素を含み、それでもっと本当の権利のように見えるだろう (see Brems 2009)。そうした権利・目標の混合物は、権利に似た目標と、ただちに実行するべき強制的な手順と、可能な限り即座に実現するべき義務を含むことになるだろう。

3.3 女性、マイノリティ、集団の権利

歴史的に不利な立場におかれて、従属させられている集団の権利の平等は、人権運動の積年の懸念であった。人権関連の公文書は、繰り返し、女性と少数派の民族や宗教集団の構成員を含む、すべての人々が差別されずに平等に人権を持ちそれを享受できるようにすべきだと強調している。差別からの自由の権利は、国際規約とそれに続く諸条約の中でも傑出して目立つものだ。たとえば、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」は参加国に、「人種、色、性別、言語、政治的もしくはその他の意見、国籍もしくは社会的起源、資産、出自、その他の社会的身分のような、あらゆる種類の区別なく」人民の権利を尊重し守ることを求めている（マイノリティと集団の権利については、Kymlicka 1995, Nickel 2007 を参照）。

結社の自由、集会の自由、信仰の自由、差別からの自由を含む、多数の標準的な個人的権利は、民族のおよび宗教的少数派にとって、特に重要である。人権関連公文書は、また、明示的に少数派に言及しており、彼らに特別な保護を与えるような権利を含んでいる。たとえば、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 27 条は、民族的、宗教的または言語的少数派は、「彼らの集団の他の構成員とのコミュニティの中で、彼ら特有の文化を享受する、彼ら特有の宗教を公言し実践する、または彼ら特有の言語を用いる権利を拒絶されるべきではない」と述べている。

フェミニストは、標準的な人権リストは女性と男性が直面するリスクの違いを十分に考慮していないと、しばしば抗議してきた。たとえば、家庭内暴力、生殖の選択、セックスワークのための女性と少女の人身売買のような問題は、初期の人権関連公文書や条約では目立つ場所を得ていなかった。人権のリストは「女性に対する貶めや暴行が人権侵害とされるように」拡張されなければならなかった (Bunch 2006, 58; Lockwood 2006 と Okin 1998 も参照)。女性の人権侵害は、大抵は、通りで警察の手によってではなく、住居内で他の家族の手によって起きる。ほとんど女性への暴力は私的な領域で発生するのである。これが意味するのは、政府は唯一の人権の名宛人としてみなすことができず、家庭と家族のプライバシーの権利に対して、警察が家庭内の女性を守ることを許すような制約が必要なことを意味する。

さまざまな人々の直面するリスクと危険の種類による差異に対応して、どのように人権を定式化するべきかという問題は難しいもので、ジェンダーに関連して生じるだけではなく、年齢、職業、所属政党、信仰、個人の利害に関連しても生じるものである。たとえば、適正手続を受ける権利は、高齢の人々よりも、若い人々（と、特に若い男性）にはるかに有益である。高齢者は、刑法に抵触するようなことがはるかに少ないからだ。

1964 年から国連は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(1965)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(1979)、「児童の権利に関する条約」(1989)、「障害者の権利に関する条約」(2007) のような、分野ごとに特化した条約を通して、女性とマイノリティの権利に取り組んできた。先住民族の権利に関する国際連合宣言 (2007) も参照せよ。特殊化した条約は、女性について言えば妊娠出産期間中の支援と配慮、子どもについて言えば親権の問題、土着民の歴史的領域の喪失のような、国際基準を特定の集団の固有の問題に取り組むことを可能にしてくれる。

少数派集団はしばしば暴力の標的にされる。人権規範は政府にそのような暴力をやめること、そして暴力に対する保護を提供するように求める。こうした要求は、部分的に、標準的な個人の権利である生存権によっても行われる。一部の集団を破壊し滅ぼそうとする試みから守るジェノサイドを禁じる権利によってもまたなされる。「ジェノサイド条約」は、第二次世界大戦後の最初の人権条約のひとつである。ジェノサイドを禁じる権利は、明らかに集団の権利である。それは個人と集団の両方が有する権利であり、集団としての集団の保護を提供する。政府と他の機関に集団を破壊することをやめるように要求しているという意味で、それはおおまかにいって消極的なものである。しかし、全国レベルでつくられたジェノサイドを防止するための法的保護およびその他の保護も義務付けている。

ジェノサイドに対抗する権利は人権でありうるであろうか？

もっと一般的にいて、集団の権利というものは、以前から提案されてきた人権の一般的概念に適合しうるだろうか？一般的な概念においては、人権はすべての人の権利である。しかしながら、もし私たちが、誰が人権をもちうるかについての考え方を、人々が形成し大事にしている重要な集団を含むように拡張することができるのであれば、おそらく可能だろう（group rights の項目を参照）。これをもっと受け入れやすくするには、ジェノサイドを禁じる権利の受益者は、自分が属する集団を破壊しようとする試みに対して、よりしっかりした安全を享受することができるようになる個々の人間であると理解すればよいだろう。

3.4 環境権

権利のインフレの危険にもかかわらず、人権のうちに入れるべきであるが、大抵はそのようなものと認識されていない、疑問の余地のない規範がある。結局のところ、個人と政府の行動と怠慢によって人々の尊厳と基本的な利益が脅かされている領域が多くある。環境権を考えよう。環境権は、しばしば動物の権利や、自然そのものの権利を含むと定義される（environmental ethics の項目を参照）。この広義な方法で考えると、権利保有者は人間でも人間集団でもないの、環境権は人権概念とうまく噛み合わない。

しかしながら、代替となる定式化は可能だ。基本的な環境的人権は、人間の生活と健康にとって安全な環境の維持と復元を義務づけることと理解することができる。多くの国々が、この種類の環境権を憲法の権利章典の中に持つ（Hayward 2005）。また、欧州連合の権利章典である「欧州連合基本権憲章」は、第 37 条に環境保護規範を含めている。「高水準の環境保護と環境品質の改善は、連合の政策に統合されなければならない、維持可能な開発の原理と合致するように保証されなければならない」。

安全な環境もしくは環境保護の人権は、動物の権利や生物多様性のような問題は、生態系が人間のために働くという考えを用いて、間接的には取り扱うことになるものの、直接には取り扱わない（Biodiversity and Human Rights を参照）。安全な環境の権利の正当化は以下のようなことを示すべきだろう。環境問題は根本的な人間の利益、価値、もしくは規範に深刻な脅威を引き起こしていること。政府がそれらの脅威から適切に人々を守る責任を負うであろうこと。そして、ほとんどの政府は実際にこうしたことを行う能力を持っていること、である。

気候変動は、目下のところ大きな環境への脅威であり、多くの人々の生活と健康をおびやかしている。それゆえ、過去数十年間にわたって気候変動への人権によるアプローチが展開され提唱されてきたのは、驚くべきことではない（Bodansky 2011, Gardiner 2013, UN Human Rights and Climate Change を参照）。スティーブ・ヴァンデルハイデンによって提唱されているアプローチは、人間の生活と健康に適切な環境に対する権利を受け入れ、そこから派生する特定の権利として、気候の安定の権利を導き出している（Vanderheiden

2008)。サイモン・キャニーによって提唱されているもうひとつのアプローチは、新たな環境権の導入は必要としない。かわりに、既に確立された人権から、気候変動を弱め和らげる真剣な行動が要求されるとする。なぜならば、深刻な気候変動は、多くの人々の生活、食料、健康の権利を侵害するからだ (Caney 2010)。大規模な人間の移住やその他の危機が発生し、多くの政府が人権を守る能力を損なうことになるだろうから、深刻な気候変動は弱め和らげねばならないといけないと主張してこのアプローチを拡張することができるであろう (これらの議論の評価のためには、Bell 2013 を参照)。

4. 多様な信念と慣習の世界における普遍的な人権

人権に関する2つのお馴染みの哲学的な懸念は、人権というものは文化相対的な道徳的信念に基づいているのではないかということと、人権の創造と擁護は、特定の人々の民族中心主義にかかわっているのではないか、ということである。人権は、法的処置、平等、政治参加、教育のような分野で、普遍的な基準を規程している。しかしながら、地球上の諸国民・国家は、慣習、伝統、宗教、そして経済と政治の発達水準において、とても多様性がある。これら2つの命題をあわせれば、普遍的人権が地球の人々の多様性に十分適応できないという憂慮を正当化するのに十分かもしれない。この憂慮の理論的表現のひとつは、「相対主義」である。この考えは、特定の国もしくは領域の倫理的、政治的、法的基準は、大部分のところ、伝統や信念、その国もしくは領域の状態によって形づくられているというものである (SEP の「道徳相対主義」の項目を見よ)。人類学者のウィリアム・グラハム・サムナーは、1906年に著書で、「歴史的慣習 (mores) は、どんなものでも正しいものにすることができるし、またどんなものでもそれを非難することを不可能にできる」と主張した。

相対主義者たちはしばしば、人権運動家たちを、自文化中心主義、傲慢、文化帝国主義と非難する (Talbot 2005)。自文化中心主義は、「自分たちの集団はすべての中心である」であり、自分たちの信念、慣習、規範は、他の集団を測り、評価する基準を提供するという、大抵は無意識な思い込みである (Sumner 1906; また Etinson 2018 も参照せよ。自文化中心主義は、文化的優越の信念と言うよりは、文化的なバイアスの一種と理解するのが最も理に適っていると主張している)。自文化中心主義は、他の国々、倫理体系、信仰について言及するときに、傲慢と不寛容につながりかねない。要するに、経済的、技術的、軍事的に最も強い国々が、自分たちの信念や価値や制度を、世界の他の国々に押し付けるときに、文化帝国主義は生じやすい。相対主義者はよくこうした非難を、ある規範的指示に結びつける。すなわち、多様な習慣と伝統への寛容さが、異文化についてのより充実した学習を含む各種の手段によって教え込まれ、実践されるべきである、と。相対主義者と人権活動家の対立は、部分的には、彼らの根底にある哲学的信念の違い、特にメタ倫理的立場の違いに基づいているのかもしれない。相対主義者はしばしば主観主義もしくは非認知主義者で、そうした人々は道徳は完全に社会的に構築され伝播したものであると考えている。対照的に、哲学的傾向のある人権活動家は、認知主義、道徳実在主義、直観主義を信奉あるいは前提している可能性が高い。

世界人権宣言の1947年の時点の起草中、米国人類学会の執行委員会は、この宣言が「西欧とアメリカに広まっている価値観だけにもとづいた権利の宣言」となる危険性を警告した。おそらく、第二次世界大戦後直後の時期の米国人類学会執行委員会の主な懸念は、当時の不寛容な庶民地主義的な姿勢を非難すること、文化的・政治的な自己決定を擁護することであった。しかし、委員会はさらに強い主張もおこなっている。「基準と価値観はそれらのもとになっている文化に対して相対的」であり、したがって、「ある社会で人権として考えられるものは、他の社会の人々にとっては反社会的と考えられるかもしれない」、と。もちろんこれは、現在のほとんどの文化人類学者の立場ではない。現在、米国文化人類学会は、人権の促進および保護と、人権についての文化人類学的視点の発展とを目的に含む人権委員会を設置している。文化人類学者は、いまだに文化

的相違の重要性を強調しているが、その一方で現在ではよく、文化の存続、廃れかかった文化の保護、(伝統文化からの?)差別の撤廃、土着民の権利と土地(に関する所有権や利用権の)請求を応援している。

相対主義と異文化に触れることが、寛容を促進するという考えは、心理学的の観点からはおそらく正しいだろう。信念、慣行、伝統の違いに敏感な人々と、国境を越えて規範を適用しようとする根拠に疑いのある人々は、客観的で普遍的な道徳を信じている人々よりも、異国と異国民に寛容な傾向があると思われる。それでも、一般に哲学者は相対主義から寛容という規範的指示を主張する試みに批判的である(Talbott 2005)。もし、ある国の文化と信仰が不寛容な姿勢と慣習を長いあいだ促進してきたとして、さらに、もし、その国の市民と政府当局が異国からの人々に不寛容に振舞っているとした場合、たしかに彼らは単純に彼ら自身の伝統と文化規範にしたがっているだけである。彼らは、人々がたいていはそうするものだ、と相対主義者が考えていることをしているだけである。したがって、寛容な国の相対主義者は、不寛容な国の市民と当局を批判するための根拠を見つけるのに四苦八苦することになる。そのためには、相対主義者はすべての文化に共通の寛容という原則を支持し、[特定の文化の]外部の者として、より寛大な方向への文化的変化を主張しなければならない。このために、寛容であることに深くコミットしている相対主義者は、自分たちは人権に対しては限定的にせよ一定のコミットをおこなっていることに気づくことになるだろう。

東アジアは、日本や韓国といった重要な東アジアの数カ国を除いて、国連人権保障制度(the international human rights system)にもっとも参加していない地域である。1990年代に、シンガポールのリー・クアンユー上級相とその他は、国連宣言と諸条約に見られるような国際的人権は、独特な「アジア的価値観」に無神経であると主張した。それはすなわち、(強い個人主義と対照的に)家族と共同体を重んじ、個人の自由よりも社会的調和を優先させ、政治指導者と政治制度を尊重し、社会を進歩させる手段として責任・勤勉・儉約の重要性を強調するような価値観である。アジア的価値観という発想の提案者たちは、すべての人権をなくしたいわけではない。彼らはどちらかと言うと、一部の人権群を重視しないことを望んでいる。特に、基本的自由と、民主的な政治参加(と、幾つかの場合では女性の権利)である。彼らはまた、西側政府と非政府組織(NGO)に、これらの分野について人権侵害だと彼らを非難することをやめることを望んでいる。

1993年にウィーンで開催された世界人権会議で、シンガポール、マレーシア、中国、イランを含む国々は、人権擁護/援助活動において文化と経済の多様性(differences)にあわせた調整を主張した。西側の代表は、これらの国々の立場を、抑圧と権威主義のための言い訳と見なしがちだった。この世界人権会議は、ウィーン宣言を採択することによって答えた。「ウィーン宣言」は、第5条に、国々は人権を取捨選択すべきではないという主張を入れている。「すべての人権は普遍的であり、不可分で、相互に依存し、相互に結びついている。国際社会は人権を、全世界で、公正で平等な方法によって、同じ条件で、同じ注力で、捉えなければならない。国家と地域の特異性と、多様な歴史的・文化的・宗教的背景の重要性は心に留めておかなければならない一方で、政治的、経済的、文化的制度に関わらず、すべての人権と基本的自由を促進し保護することは、国家の責務である。」

おそらく相対主義者と人権に関する論争は、もう古いものになってしまった。過去数十年で、世界の大部分で人権は広く受け入れられるようになった。世界の国々の四分の三は主要な人権条約に批准しており、アフリカ、アメリカ、欧州の多くの国々は国際法廷を持つ地域人権レジュームに参加している(以下の Other Internet Resourcesにある Georgetown University Human Rights Law Research Guideを見よ)。その上、いまや世界の国々のすべてが似たような政治制度(法律、法廷、立法府、行政府、軍、官僚、警察、刑務所、税、公立学校)を使っており、これらの制度は特有の問題と濫用をもらたしている(Donnelly 2003)。最後に、グローバリゼーションは諸国民の相違を減じてきている。今日の世界は、以前の文化人類学者や宣教師たちが見たものとはちがっている。国際貿易だけではなく、何百万という旅行者と移民、電子通信、多くの分野をカ

バーする国際法、国際政府と非政府組織の努力によっても、国家と文化の境界は破られる。国際的な影響力をもつ組織や機関はあらゆるところにあり、国々は自由かつ恒常的にお互いの発明と手法を取り入れている。

人権に対する世界的な意識調査が今は利用可能で、それらは人権と、人権を促進するための国際的な努力とへの広範な支持とがあることを示している。今日では、世界中に人権への不同意がどの程度存在するかといったことについて、かつての理論的な思弁を、実証研究が置き換えるか補完することができる。2011年12月の外交問題評議会による報告は、近年の「人々はどんな意見でも表明する権利を持つ」「あらゆる信仰の人々が、自由に彼らの宗教に従事できる」「女性は男性と同じ権利を持つべきである」異なる人種の人々も、平等に扱われるべきである」「政府は「市民が最低限の食事を間に合わせることができることを確実にする責任を負うべきである」といった意見への賛否を調べる人権に関する国際的な世論調査について文献調査をした。アフガニスタン、ウクライナ、アゼルバイジャン、エジプト、イラン、ケニア、ナイジェリア、中国、インド、インドネシアの調査対象の大多数が肯定的に回答した。さらに、すべての調査対象国の大多数（平均70

文献表：人権の哲学の書籍と論文

- Ashford, E., 2015, “A Moral Inconsistency Argument for a Basic Human Right to Subsistence,” in Cruft, R., Liao, S., and Renzo, M. (eds.), *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Beetham, D., 1995, “What Future for Economic and Social Rights?” , *Political Studies*, 43: 41 – 60.
- Beitz, C., 2015, “The Force of Subsistence Rights,” in Cruft, R., Liao, S., and Renzo, M. (eds.), 2015, *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- 2009, *The Idea of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Bell, D., 2013, “Climate Change and Human Rights.” *WIREs Climate Change*, 4: 159 – 170.
- Besson, S., “Human Rights and Constitutional Law: Patterns of Mutual Validation and Legitimation,” in Cruft, R., Liao, S., and Renzo, M. (eds.), 2015, *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Beyleveld, D., 1991, *Dialectical Necessity of Morality: An Analysis and Defense of Alan Gewirth’s Argument to the Principle of Generic Consistency*, Chicago: University of Chicago Press.
- Bodansky, D., 2010, “Introduction: Climate Change and Human Rights: Unpacking the Issues,” *Georgia Journal of International & Comparative Law*, 38: 511 – 524.
- Boylan, M. (ed.), 1999, *Gewirth: Critical Essays on Action, Rationality, and Community*, Lanham, MD: Rowman and Littlefield.
- Brandt, R. B., 1983, “The Concept of a Moral Right,” *Journal of Philosophy*, 80: 29 – 45.
- Brems, E., 2009, “Human Rights: Minimum and Maximum Perspectives,” *Human Rights Law Review*, 9: 343 – 372.
- Brownlee, K., 2013, “A Human Right Against Social Deprivation,” *Philosophical Quarterly*, 63: 251, 199 – 222.
- 2015, “Do We Have a Human Right to the Political Determinants of Health,” in Cruft, R., Liao, S., and Renzo, M. (eds.), *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Buchanan, A., 2010, *Human Rights, Legitimacy, and the Use of Force*, Oxford: Oxford University Press.

- , 2013, *The Heart of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Bunch, C., 2006, “Women’ s Rights as Human Rights,” in B. Lockwood (ed.), *Women’ s Rights: A Human Rights Quarterly Reader*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Caney S., 2010, “Climate Change, Human Rights and Moral Thresholds,” in Humphreys, S. (ed.), *Human Rights and Climate Change*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Cohen, J., 2012, *Globalization and Sovereignty*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Cohen, J., 2004, “Minimalism About Human Rights: The Most We Can Hope For?” , *Journal of Political Philosophy*, 12: 90 – 213.
- Claude, R. and Weston, B. (eds.), 2006, *Human Rights in the World Community*, 3rd edition, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Corradetti, C., 2009, *Relativism and Human Rights*, New York: Springer.
- (ed.), 2012, *Philosophical Dimensions of Human Rights*, New York: Springer.
- Cranston, M., 1967, “Human Rights, Real and Supposed,” in D. D. Raphael (ed.), *Political Theory and the Rights of Man*, London: Macmillan.
- , 1973, *What Are Human Rights?*, London: Bodley Head.
- Cruft, R., 2012, “Human Rights as Rights,” in Ernst, G. and Heilinger, J. (eds.), 2011, *The Philosophy of Human Rights: Contemporary Controversies*, Berlin: Walter de Gruyter.
- , 2019, *Human Rights, Ownership, and the Individual*, Oxford: Oxford University Press.
- , Liao, S., and Renzo, M. (eds.), 2015, *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Dershowitz, A., 2004, *Rights from Wrongs: A Secular Theory of the Origins of Rights*, New York: Basic Books.
- Donnelly, J., 2012, *International Human Rights*, 4th edition, Philadelphia: Westview Press.
- , 2013, *Universal Human Rights in Theory and Practice*, 3rd edition, Ithaca, NY and London: Cornell University Press.
- Dworkin, R., 2011, *Justice for Hedgehogs*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- 1978, *Taking Rights Seriously*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Ernst, G. and Heilinger, J. (eds.), 2011, *The Philosophy of Human Rights: Contemporary Controversies*, Berlin: De Gruyter.
- Etinson, A. (ed.), 2018, *Human Rights: Moral or Political?*, Oxford: Oxford University Press.
- , 2018, “Some Myths about Ethnocentrism,” *Australian Journal of Philosophy*, 96: 209 – 224.
- Feinberg, J., 1973, *Social Philosophy*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Fellmeth, A., 2016, *Paradigms of International Human Rights Law*, New York: Oxford University Press
- Finnis, J., 2012, “Grounding Human Rights in Natural Law,” *American Journal of Jurisprudence*, 60: 195 – 225.
- 2011, *Natural Law and Natural Rights*, 2nd edition, Oxford: Oxford University Press.
- Follesdal, A. 2018, “Appreciating the Margin of Appreciation,” in Etinson, A. (ed.), *Human Rights: Moral or Political?*, Oxford: Oxford University Press.
- Gardiner, S., 2013, “Human Rights in a Hostile Climate,” in Holder, C., and Reidy, D. (eds.), 2013, *Human Rights: The Hard Questions*, Cambridge: Cambridge University Press.

- Gewirth, A., 1978, *Reason and Morality*, Chicago: University of Chicago Press.
- , 1982, *Human Rights: Essays on Justification and Applications*, Chicago: University of Chicago Press.
- , 1996, *The Community of Rights*, Chicago: University of Chicago Press.
- Gilbert, P., 2018, *Human Dignity and Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- 2009, "The Feasibility of Basic Socioeconomic Rights: A Conceptual Exploration," *The Philosophical Quarterly*, 59: 559 – 581.
- 2011, "Humanist and Political Perspectives on Human Rights," *Political Theory*, 39: 439 – 467.
- 2018, "Reflections on Human Rights and Power," in Etinson, A. (ed.), *Human Rights: Moral or Political?*, Oxford: Oxford University Press.
- Glendon, M., 2001, *A World Made New: Eleanor Roosevelt and the Universal Declaration of Human Rights*, New York: Random House.
- Gould, C., 2004, *Globalizing Democracy and Human Rights*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Griffin, J., 2008, *On Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Hart, H., 1955, "Are There Any Natural Rights?" *Philosophical Review*, 64: 175 – 191.
- Hayden, P. (ed.), 2001, *The Philosophy of Human Rights*, St. Paul, MN: Paragon Press.
- Hayward, T., 2005, *Constitutional Environmental Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Henkin, L., 1978, *The Rights of Man Today*, Boulder, CO: Westview Press.
- Holder C., and Reidy, D. (eds.), 2013, *Human Rights: The Hard Questions*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Holmes, S. and Sunstein, C., 1999, *The Cost of Rights: Why Liberty Depends on Taxes*, New York: Norton.
- Howard, R., 1987, "The Full-Belly Thesis: Should Economic Rights Take Priority Over Civil and Political Rights?" *Human Rights Quarterly*, 5: 467 – 90.
- Ignatieff, M., 2004, *The Lesser Evil*, Princeton: Princeton University Press.
- Kateb, G., 2011, *Human Dignity*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Kennedy, D., 2004, *The Dark Sides of Virtue: Reassessing International Humanitarianism*, Princeton: Princeton University Press.
- King, J., 2012, *Judging Social Rights*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Kymlicka, W., 1989, *Liberalism, Community, and Culture*, Oxford: Clarendon Press.
- (ed.), 1995, *The Rights of Minority Cultures*, Oxford: Oxford University Press.
- Lacrois, J. and Pranchere, J., 2016, *Human Rights on Trial: A Genealogy of the Critique of Human Rights*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lafont, C., 2013, *Global Governance and Human Rights*, Amsterdam: Van Gorcum.
- Langford, M. et al. (eds.), 2013, *The Millennium Development Goals and Human Rights*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lauren, P., 2003, *The Evolution of International Human Rights*, 2nd edition, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Liao, M. and Etinson, A., 2012, "Political and Naturalistic Conceptions of Human Rights: A False

- Polemic?” , *Journal of Moral Philosophy*, 9: 327 – 352.
- Locke, J., 1689, *The Second Treatise on Civil Government*, New York: Prometheus Books, 1986.
- Lockwood, B. (ed.), 2006, *Women’ s Rights: A Human Rights Quarterly Reader*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Luban, D., 2015, “Human Rights Pragmatism and Human Dignity,” in Cruft, R., Liao, S., and Renzo, M. (eds.), 2015, *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Maliks, R. and Schaffer, J. (eds.), 2017, *Moral and Political Conceptions of Human Rights*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Meyers, D., 1985, *Inalienable Rights: A Defense*, New York: Columbia University Press.
- , 2016, *Victims’ Stories and the Advancement of Human Rights*, New York: Oxford University Press.
- Miller, D., 2012, “Grounding Human Rights,” *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 15: 207 – 227.
- Miller, R., 2010, *Global Justice: The Ethics of Poverty and Power*, Oxford: Oxford University Press.
- Morsink, J., 1999, *Universal Declaration of Human Rights: Origins, Drafting, and Intent*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- , 2009, *Inherent Human Rights: Philosophical Roots of the Universal Declaration*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Moyn, S., 2010, *The Last Utopia: Human Rights in History*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- 2018, *Not Enough: Human Rights in an Unequal World*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Mutua, M., 2008, *Human Rights: A Political and Cultural Critique*, Philadelphia: University of Philadelphia Press.
- Nickel, J., 2018, “Assigning Functions to Human Rights: Methodological Issues in Human Rights Theory,” in Etinson, A. (ed.), *Human Rights: Moral or Political?*, Oxford: Oxford University Press.
- , 2016, “Can a Right to Health Care be Justified by Linkage Arguments?” , *Theoretical Medicine and Bioethics*, 37 (4): 293 – 306.
- , 2007, *Making Sense of Human Rights*, 2nd edition., Malden, MA: Blackwell Publishing.
- , 2008, “Rethinking Indivisibility: Towards a Theory of Supporting Relations Between Human Rights,” *Human Rights Quarterly*, 30: 984 – 1001.
- , 2013, “Goals and Rights—Working Together?” , in M. Langford, et al., *The MDGs and Human Rights: Past, Present, and Future*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Nozick, R., 1974, *Anarchy, State, and Utopia*, New York: Basic Books.
- Nussbaum, M., 2000, *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- , 2007, *Frontiers of Justice*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Okin, S., 1998, “Feminism, Women’ s Human Rights, and Cultural Differences,” *Hypatia*, 13: 32 – 52.
- O’ Neill, O., 1986, *Faces of Hunger: An Essay on Poverty, Development and Justice*, London: Allen and Unwin.

- , 2005, “The Dark Side of Human Rights,” *International Affairs*, 81: 427 – 439.
- Orend, B., 2002, *Human Rights: Concept and Context*, Peterborough, Ont.: Broadview Press.
- Pogge, T., 2002, *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms*, Cambridge: Polity Press.
- Rawls, J., 1971, *A Theory of Justice*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- , 1999, *The Law of Peoples*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Raz, J., 2010, “Human Rights Without Foundations,” in Besson, S., and Tasioulas, J. (eds.), *The Philosophy of International Law*, Oxford: Oxford University Press.
- Reinbold, J., 2017, *Seeing the Myth in Human Rights*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Rorty, R., 2012, “Human Rights, Rationality, and Sentimentality,” in Cistelecan, A., and Rathore, A. (eds.), *Wronging Rights? Philosophical Challenges for Human Rights*, London: Taylor and Francis.
- Sangiovanni, A., 2017, *Humanity Without Dignity: Moral Equality, Respect, and Human Rights*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Sen, A., 2004, “Elements of a Theory of Human Rights,” *Philosophy & Public Affairs*, 32: 315 – 356.
- 1997, *Human Rights and Asian Values*, New York: Carnegie Council on Ethics and International Affairs.
- Shue, H., 1996, *Basic Rights*, 2nd edition, Princeton: Princeton University Press.
- Simmons, B., 2009, *Mobilizing for Human Rights: International Law and Domestic Politics*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Sumner, L., 1987, *The Moral Foundation of Rights*, Oxford: Clarendon Press.
- Sumner, W., 1906, *Folkways: A Study of the Sociological Importance of Usages, Manners, Customs, Mores, and Morals*, Boston: Ginn and Co.
- Talbott, W., 2010, *Human Rights and Human Well-Being*, Oxford: Oxford University Press.
- Talbott, W., 2005, *Which Rights Should be Universal?*, Oxford: Oxford University Press.
- Tasioulas, J., 2015, “On the Foundations of Human Rights,” in R. Cruft, S. Liao, and M. Renzo (eds.), *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- 2012, “On the Nature of Human Rights,” in Ernst, G. and Heilinger, J. (eds.), 2011, *The Philosophy of Human Rights: Contemporary Controversies*, Berlin: Walter de Gruyter.
- Tomalty, J., 2016, “Justifying International Legal Human Rights,” *Ethics and International Affairs*, 30: 483 – 490.
- Tomasi, J., 2012, *Free Market Fairness*, Princeton: Princeton University Press.
- Tierney, B., 1997, *The Idea of Natural Rights*, Grand Rapids, MI: Wm. B. Eerdmans Publishing Co.
- Tuck, W., 1979, *Natural Rights Theories: Their Origin and Development*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Teson, F., 2005, *Humanitarian Intervention: An Inquiry into Law and Morality*, Ardsley, NY: Transnational.
- Thomson, J., 1990, *The Realm of Rights*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Vanderheiden, S., 2008, *Atmospheric Justice: A Political Theory of Climate Change*, New York: Oxford University Press.
- Waldron, J., 2018, “Human Rights: A Critique of the Raz/Rawls Approach,” in Etinson, A. (ed.),

- Human Rights: Moral or Political?, Oxford: Oxford University Press.
- , 1993, *Liberal Rights*, Cambridge: Cambridge University Press.
- (ed.), 1987, *Nonsense Upon Stilts: Bentham, Burke and Marx on the Rights of Man*, London: Methuen.
- Wellman, C., 1995, *Real Rights*, New York: Oxford University Press.
- , 1998, *The Proliferation of Rights: Moral Progress or Empty Rhetoric?*, Boulder, CO: Westview Press.
- , 2010, *The Moral Dimensions of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Wenar, L., 2015, *Blood Oil*, Oxford: Oxford University Press.
- Wolff, J., 2015, “The Content of the Human Right to Health,” in Cruft, R., Liao, S., and Renzo, M. (eds.), *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Wolterstorff, N., 2008, *Justice: Rights and Wrongs*, Princeton: Princeton University Press.
- Recent Collections
- Corradetti, C. (ed.), 2012, *Philosophical Dimensions of Human Rights*, New York: Springer.
- Crisp, R. (ed.), 2014, *Griffin on Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Cruft, R., Liao, S., and Renzo, M. (eds.), 2015, *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.
- Ernst, G. and Heilinger, J. (eds.), 2011, *The Philosophy of Human Rights: Contemporary Controversies*, Berlin: De Gruyter.
- Etninson, A. (ed.), 2018, *Human Rights: Moral or Political?*, Oxford: Oxford University Press.
- Hayden, P. (ed.), 2001, *The Philosophy of Human Rights*, St. Paul, MN: Paragon Press.
- Holder, C. and Reidy, D., (eds.), 2013, *Human Rights: The Hard Questions*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Maliks, R. and Schaffer, J., (eds.) 2017, *Moral and Political Conceptions of Human Rights*, Cambridge: Cambridge University Press.

参加した記録を残しておきたい人は、下にお名前をどうぞ